

山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例新旧対照表【平成二十四年山梨県条例第六十一号】（第五条関係）

新	旧
<p>(入退所) 第十二条 略 2 略 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十八条第一号において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。 4～6 略</p>	<p>(入退所) 第十二条 略 2 略 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十八条第一号において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。 4～6 略</p>